

厳冬期の服装について(お知らせ)

本校では、健康づくりのために、薄着や徒歩での通学を励行し、冬期の服装等については、標準服の中に、セーター等を着用する程度を原則としております。

しかし、山野の冬の寒さは厳しく、また、インフルエンザ等の流行が心配される時期は、特に体調面が心配されます。

そこで、厳冬期には、無理をさせることなく、お子さんの健康管理や防寒対策に十分な配慮が必要であると考えます。

つきましては、厳冬期の服装及び配慮事項について、下記の通りとしますので、御理解の程よろしくお願ひします。

記

1 厳冬期の服装について

冬季の服装（標準服の上着の中に、フードやファーの着いていないトレーナー、セーター、ベストを着用する程度）だけでは寒さをしのげない厳冬期や、体調が思わしくないときにそれ以上悪化させたくない場合には、以下のような服装をさせて構いません。

- (1) 標準服の上に **ジャージやウィンドブレーカー等の上着・長ズボン**、中に **長袖のアンダーシャツ**、**黒や紺のハイソックス**を着用させても構いません。しかし、服装の色や柄等については、学校という場にふさわしいものにしてください。

(ただし、儀式的行事の際には、冬季の服装及び「白」靴下でお願いします。)

- (2) 登下校時や屋外での活動中は、**手袋・ネックウォーマー**を着用できます。

(屋内では外します。また、安全上の配慮から**マフラーは不可**とします。)

- (3) 体育的活動時（朝の体力づくりや体育の授業）では、体操服の上に、標準服の上着ではなく、**ジャージやウィンドブレーカー等の上着・長ズボン**を着用させてください。

標準服上着は、伸び縮みせず運動には適さないことと、毎日洗濯されない家庭がほとんどであることなどから、ジャージ・ウィンドブレーカー等の上着やジャンパー、トレーナーの着用を勧めています。

2 配慮事項について

- (1) 体調が悪い場合は、カイロ等を保護者の判断で使用することができます。その際は、必ず担任へ御連絡ください。

- (2) 標準服以外の服装等にも **必ず記名**をしてください。

- (3) 子ども自身が天気予報を気にするなどして、**気温や体調等に応じた服装等の用意**をしたり、**着脱による体温調節**をしたりできるように、各家庭でお声かけください。

3 その他

- (1) 教室の**椅子用の座布団**を使用できます。ただし、椅子に固定できるように紐付きの物とします。

- (2) 教室内の温度が10度を下回るときは、エアコンを使用します。

- (3) できるだけ徒歩にて登下校させるようにしてください。また、送迎する場合にも、正門付近での駐停車は交通安全上、御遠慮ください。広い場所での乗り降りをお願いします。